

# 「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」の一部改正について

## 1 保育所等の利用手続について

### (1) 保育の必要性の認定

- 保育所等の利用申込にあたっては、保護者の就労や疾病等「保育の必要性」の認定を受ける必要がある。
- 就労を事由として認定を受ける場合には、実働時間数や就労実績等について雇用主が証明する「就労証明書」の提出を求めている。

### (2) 就労証明書に関する国の動向

- 就労証明書については、従前から、各自治体で保育所等利用調整に必要な項目を定めた独自様式を使用していたことから、**企業側では、従業員の居住自治体ごとに異なる様式で作成する必要があり、その事務が負担**となっていた。
- 国は、企業側の負担に鑑み、**就労証明書の「標準的様式」**を示し、各自治体は、原則として標準的様式を使用することとされた。
  - 令和5年通知「就労証明書の標準的な様式について」  
標準的様式では項目が不足する場合、各自治体の判断で「追加的記載事項」を設定することが可能。**令和6年4月入所に係る申込みからの原則使用**が求められた。
  - 令和6年通知「追加的記載事項の活用状況に関する調査について」  
追加的記載事項の設定状況が自治体ごとに異なるため、更なる統一化を図る目的で活用状況に関する調査を実施。調査結果に基づき、標準的様式に追加する6項目が選定され、その他の約60項目については就労証明書の記載事項から除外された。
  - 令和6年9月30日子ども・子育て支援法施行規則(内閣府令)の一部改正  
新たな標準的様式が規則様式として定められ、**令和7年4月入所に係る申込みからの原則使用**が求められることとなった。

### (3) 川崎市の対応状況

- 本市では、**令和5年通知時点の標準的様式に追加的記載事項を設定した就労証明書**を「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」(以下「要綱」という。)に定め、保育所等の利用調整を実施している。
- 本市において新たな標準的様式を採用した場合、**現行の保育所等利用調整基準の運用において一部支障が生じる**ことから、**要綱改正(利用調整基準の見直し)が必要**となる。

## 2 保育所等利用調整の概要

- 保育所の入所について、定員を超えて申し込みがあった場合、利用調整を行うこととされている。(児童福祉法第24条第3項)
- 利用調整においては、「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」に定めるランク・指数・項目点に基づき、就労証明書等の提出書類から各世帯の保育の必要度合を点数化  
**⇒施設・クラス年齢ごとに利用調整を行い、点数の高い順に入所内定と**している。

#### 【各施設における利用調整のイメージ】

P保育園 1歳児クラス 受入数 2人

	ランク・指数等	希望順位	結果
申請者①	A-7-1	第1希望	内定 (P保育園)
申請者②	A-6-3	第2希望	第1希望(Q保育園)で内定
申請者③	A-6-2	第3希望	第1、2希望で保留⇒内定 (P保育園)
申請者④	B-5-1	第1希望	保留

#### 【同ランク・同指数・同項目点だった場合の考え方】

	ランク・指数等	子ども3人以上	世帯の所得状況	【優先順位】
申請者 a	A-6-1	該当	600万円	【1位】
申請者 b	A-6-1	該当	650万円	【2位】
申請者 c	A-6-1	該当なし	400万円	【3位】
申請者 d	A-6-1	該当なし	500万円	【4位】

# 「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」の一部改正について

## 3 就労証明書及び利用調整基準の見直しについて

### (1) 就労証明書の本市独自項目(抜粋)

14	過去1年以内の勤務体制の変更	勤務体系の変更期間 年 月 日 ~ 年 月 日
15	過去の育休履歴	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
17	給与支給実績(※) <small>※賞与・ボーナス、遺失手当を除いた給与額(税・社会保険料等の控除前金額)</small>	年月 年 月 年月 年 月 年月 年 月 時給(時給制の方) <input type="checkbox"/> 見込 円 <input type="checkbox"/> 見込 円 <input type="checkbox"/> 見込 円

※項目7に記載した期間の給与支給実績を記載してください。なお、項目7-17は直近の就労日数が雇用契約上の日数を満たす時点(月)の実績になります。(雇用契約上の日数を満たす実績が確認出来ない場合は雇用契約によらず記載された就労日数により判断します。)また、3ヶ月間の実績がない場合は、見込みを記載してください。

### (2) 就労証明書及び利用調整基準等の見直し

- 令和9年4月入所から、**独自の追加項目を廃止し、国の標準的様式を使用**する。
- 項目14「過去1年以内の勤務体制の変更」  
過去1年以内に、就労先に変更なく、ランクの変動を伴う就労時間数の変更があった場合の指数「就労実績」の判定に使用。  
➢ 他の記載項目等により判断可能であるため、当該項目は廃止する。
- 項目15「過去の育休履歴」  
要綱「別表3においても同点となった場合の取扱い」における「所得状況のより低い世帯」を判定する際の課税年度の判断に使用。入所日の属する年度の前年度(前々年分)の合計所得において育児休業の取得期間がある場合、育児休業中は原則として無給となる(育児休業給付金は合計所得に含まれない。)ことから当該期間を除外し、直近の年に遡って算定している。  
➢ **他の要因による所得状況の変動は考慮していないことや、他の政令市・特別区において同様の取扱いを採用している事例は確認できないこと**から、当該項目を廃止し、パブリックコメントを実施の上、次のとおり運用の見直しを行う。

現行	見直し後
対象の年に育児休業中の期間がある場合には、育休を取得する前の直近の年に遡る。	育児休業の取得状況に関わらず、前年度の合計所得金額により判定する。

### ○項目17「給与支給実績」

- 要綱別表3「就労実績と連動した収入実績がある世帯」の判定に使用。
- 項目の廃止に伴い利用調整基準の見直しが必要。**パブリックコメントを実施の上要綱を改正し、令和9年4月入所に係る利用調整から適用**する。

### 要綱別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」(抜粋)

就労実績(日数・時間)と連動した収入実績がある世帯 (項目点:1)	→	廃止
--------------------------------------	---	----

## 4 スケジュール案

- 令和8年5月13日 こども施策庁内推進本部会議検討部会
  - 5月27日 文教委員会(パブコメ実施報告)
  - 6月3日~ パブリックコメント実施
  - 8月頃 文教委員会等(パブコメ結果報告)
  - 8~9月 市民周知(9月下旬に配布の利用案内にも掲載)
  - 10月 要綱改正
- 令和9年4月入所の利用調整から適用**

### 利用調整基準見直しスケジュール案

項目	R8.5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
議会		★文教委員会 (パブコメ実施報告)		★文教委員会 (パブコメ結果報告)			
パブコメ等 意見聴取		★パブコメ(利用調整基準)				★子ども・子育て会議 教育・保育推進部会(報告)	
市民周知等				★各区役所等に制度周知		★利用案内配布 (利用調整基準を明記)	
庁内検討	★素案確定			★こども施策庁内推進本部会議(課長級)		★(R9.4利用調整~) 運用開始	
事務手続等				★利用案内(入稿)		★要綱改正	